

## 【会員の登録等に関する規則】

特定非営利活動法人C.P.I.教育文化交流推進委員会（以下本会とする）定款第15条に基づきこの規則を定める。

（正会員の登録等手続き）

第1条 正会員の登録は、定款第60条第1項に規定するところにより、事務管理部が次の各号の順で手続きを行う。

- (1) 入会を希望する者からの入会申し込み書を受領する。
- (2) 入会希望者からの〔会費等納入に関わる細則〕に定める入会金および登録初年度の《会費及び教育支援金》（会費等と称する）を受領した時点で、登録手続きを行う。
- (3) 前号の会費等の納入方法については、〔会費等納入に係わる細則〕で定める。
- (4) 入会の受諾として登録証の発行を行なう。但し理事会の事後承認を必要とする。
- (5) 登録時に教育里子一人につき入会者の（団体法人については代表者等の）写真3枚を受領し、登録完了後に教育里親・教育里子それぞれの資料の交換を行なう。

（正会員の登録期間）

第2条 正会員の登録証に於ける〔入会年〕は、その前年12月1日から、その年の11月30日までに入会したことを示すものとする。

2. 正会員の登録期間の始まりは、登録証において〔入会年〕として記録する。
3. 登録期間は登録証記載の〔入会年〕の4月1日から起算した12ヶ月を1年とした登録年度の年数をもって数える。
4. 登録期間は会員資格の喪失をもって終了し、次項を除き会員資格を喪失した登録年度の終了する3月31日をもって登録を抹消する。
5. 前項のうち会員が除名されるときは、「理事会が除名の議を総会にかける決議した日」を当該会員の資格を喪失した日とする。ただしその場合、登録の抹消は総会の決議によらなければならない。

（賛助会員の登録等手続き）

第3条 賛助会員の登録は、定款第60条第1項に規定するところにより、事務管理部が次の各号の順で手続きを行う。

- (1) 入会を希望する者からの申し込み書を受領する。
- (2) 〔会費等納入に関わる細則〕に定める会費を受領した時点で登録手続きを行う。
- (3) 賛助会員申し込みの受諾として登録証の発行を行なう。但し理事会の事後承認を必要とする。

（賛助会員の登録期間）

第4条 賛助会員の登録期間の始まりは、登録証において〔入会年月〕として記録する。

2. 登録期間は登録証記載の入会月の1日から起算した年数をもって数える。
3. 登録期間は会員資格の喪失をもって終了し、次項を除き会員資格を喪失した登録年の終了する日をもって登録を抹消する。

4. 前項につき除名のときは、「理事会が除名の議を総会にかけると決議した日」を当該会員の資格を喪失した日とする。ただしその場合、登録の抹消は総会の決議によらなければならない。

(正会員および賛助会員の登録変更)

第5条 正会員および賛助会員は、会員登録の種類・名義人および住所等の変更ができる。

(基金会員の登録等手続き)

第6条 基金会員の登録は、次の各号の順で手続きを行う。

- (1) 理事会が基金会員を希望する者と使途協議を行う。
- (2) 基金を海外協力団体に設置するときは、理事会が海外協力団体と協議し協定書締結の後その協定に基づく基金設置または基金加入を行なって頂き、基金会員として登録する。
- (3) 基金会員の登録期間はとくに定めない。

(名誉会員の登録等手続き)

第7条 名誉会員の登録は次の各号の順で手続きを行う。

- (1) 理事会が推挙し、総会の議決をもって会長に推薦する。
- (2) 本人の承諾により、名誉会員として登録する。
- (3) 名誉会員の登録期間はとくに定めない。